

令和2年第6回辰野町議会定例会会議録（18日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和2年9月17日 午後2時00分
3. 議員総数 12名
4. 出席議員数 12名
 - 1番 吉澤光雄
 - 2番 向山光
 - 3番 瀬戸純
 - 4番 舟橋秀仁
 - 5番 松澤千代子
 - 6番 山寺はる美
 - 7番 樋口博美
 - 8番 池田睦雄
 - 9番 津谷彰
 - 10番 矢ヶ崎紀男
 - 11番 小澤睦美
 - 12番 岩田清
5. 会議事項
 - 日程第1 議案第1号 令和元年度辰野町一般会計決算の歳入全部
歳出の内 1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、
6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11.
災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費
 - 議案第2号 令和元年度辰野町上水道事業会計決算
 - 議案第3号 令和元年度辰野町簡易水道特別会計決算
 - 議案第4号 令和元年度辰野町公共下水道特別会計決算
 - 議案第5号 令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
 - 議案第6号 令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
 - 議案第11号 令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
 - 日程第2 議案第1号 令和元年度辰野町一般会計決算の歳出の内 3. 民生費、
4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費
 - 議案第7号 令和元年度辰野町国民健康保険特別会計決算
 - 議案第8号 令和元年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
 - 議案第9号 令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
 - 議案第10号 令和元年度町立辰野病院事業会計決算
 - 議案第12号 令和元年度辰野町介護保険特別会計決算
 - 日程第3 議案第15号 辰野町基本構想審議会条例の一部を改正する等の条例につ

いて

日程第 4 議案第 14 号 辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 16 号 令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 6 請願・陳情等についての委員長報告

日程第 7 追加提出議案の審議について

議案第 26 号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について

議案第 27 号 令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）

議案第 28 号 財産の取得について

日程第 8 議員提出議案の審議について

発議第 1 号 種苗法「改正」の中止を求める意見書の提出について

発議第 2 号 上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書の提出について

発議第 3 号 すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書の提出について

発議第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程第 9 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第 10 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹
住民税務課長	竹 村 智 博	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	赤 羽 裕 治	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	中 村 京 子	こども課長	菅 沼 隆 之
生涯学習課長	西 原 功	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広

議会事務局庶務係長 田 中 香 織

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1 番 吉 澤 光 雄

議席 第 2 番 向 山 光

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、令和 2 年第 6 回定例会第 18 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 1 号、令和元年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内 1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第 2 号、令和元年度辰野町上水道事業会計決算、議案第 3 号、令和元年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第 4 号、令和元年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第 5 号、令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第 6 号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第 11 号、令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算認定の件を議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長 (向山)

本定例会初日、当委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 6 号までと議案第 11 号についての審査状況を報告します。

9 月 10 日午前 9 時から、全員協議会室において、総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、委員全員出席の下、町長、住民税務課及びまちづくり政策課の担当職員から、令和元年度辰野町一般会計決算の内歳入全部についての説明及び質疑を行いました。また、同日午前 10 時 50 分及び 9 月 11 日午前 9 時から総務産業常任委員会室において、委員全員が出席し担当職員の出席の下、慎重に審査を行い 9 月 14 日午前 9 時から、4 箇所について現場審査を実施しました。以下その概要を報告します。

議案第1号、令和元年度辰野町一般会計決算に関する審査結果を報告します。

質疑では、1. 歳入については、9月11日の合同委員会における質疑については省略します。また当委員会では、歳入に関する質疑は特にありませんでした。

2. 歳出の内1款、議会費については、前年度比で議員2名欠員による報酬等の減額があったとの説明があり、特に質疑はありませんでした。2款、総務費については、総務課関係で交通安全協会負担金に関連して、安協の今後についての質問があり、現在調整中であるとの答弁でした。防災無線の電気料については、中継局4局と子局50局で空調も入っているとの説明でした。まちづくり政策課関係で、「信州フューチャーセンターと茶の間について、一体的な管理を検討する時期ではないか」との質問に対し「設置目的が異なり、そのような検討はしていない。フューチャーセンターは、新たな地域課題を解決していくという役割があり、新たに女性活躍推進に関して、相談センター的な役割も果たしてもらおうよう検討している」との答弁でした。またフューチャーセンターのオープンスペースについて、テレワーク、コワーキングスペースとしての活用を求める意見がありました。よりあい事業補助金について、申請ができない区への対応については「17区中6区で申請がない。地区担当職員を通じて提出してもらえようように取り組みたい」との答弁でした。情報伝達のシステムの再構築に向けての検討状況についての質問に対して「関係職員による検討委員会や広報企画委員会における意見の聴取などが始まっている。年度内には方向付けしたい」との答弁があり、「外部の英知を集めながら、安価で確実、コスト的なものをふまえて検討してもらいたい。拙速にならないように」との意見がありました。デマンドタクシーのオペレーティングについての質問には「運転の受託業者である辰野タクシーから、余力がなく対応できないという返事だった」との答弁でした。住民税務課関係で歳入に関する合同審査において質問があった長野県地方税滞納整理機構について「令和元年度に委託した滞納額は本税1,500万円、延滞金300万円、計1,800万円。徴収実績は本税300万円、延滞金100万円、計400万円。機構への負担金は均等割5万円、件数割り67万2,000円、前年度実績割22万6,000円で計94万8,000円のところ、還付分2万3,000円を差し引いて負担金は92万5,000円であったと説明がありました。

マイナンバーカードの普及についての質問に対し、「国は令和4年3月末現在で100%の普及を目標にしている。町では8月31日現在、交付21.61%県下5位とのことで「町では独自に窓口で写真も撮って、簡単申請や介護保険の説明会場や確定申告時に窓口

を併設し、出張申請も行って申請の促進を図っている」と答弁がありました。また、「住民側のメリットが少ないのでは」との質問に対し「カードに付加する機能について庁内で見当を始めた」と答弁がありました。会計課関係で、基金の運用についての質問に対しては「定期で預けており、10年ものもある。国債も買っていない」との答弁でした。4款、衛生費の内水道費について、簡易水道が町へ統合された際に、起債が残っていた分について国の繰出し基準に基づいて、上水道事業会計へ繰り出されている等の説明がありました。6款、農林水産事業費については、食の革命プロジェクトに関しての質問に対し「5つの部会で活動している。新型コロナウイルス感染症に関連して除菌、殺菌効果がある電解水を小中学校へ寄贈したこと、あんぼ柿は昨年度カビで出荷減となったこと、蔵番では生産量が少なく、愛知への出荷が先方の要望に答えきれていないこと、『おかつて』を改修し弁当作りなど今年度動き始めたこと」などが報告されました。有害鳥獣対策については電気柵や緩衝帯整備、サルの発信機などのハード的な事業に関しては、町から上伊那鳥獣被害対策協議会へ負担金を出す中で、そちらから補助が出て実施されていると説明がありました。土づくりセンターの動向についての質問には、「原料は牛を飼っている1軒のみで、このセンターがなくなればやっていけないという状況。肥料としては今は在庫をためて春先の需要ピークに間に合うようになっている」との答弁でした。かやぶきの館の照明設備一式の購入についての質問には、指定管理者が交代する中で照明器具をLED化した費用について、当初からの約束に基づいて資産価値に換算して150万円相当であったものを110万9,000円で買い取ったとの説明がありました。農村公園の施設の今後の修繕の状況についての質問には、「土恋処がこれから手がかかると思われる。通年滞在者が多くなり、結露が大きな問題になっている。かやぶきの館のカヤの葺き替えは平成24、25年頃実施しており、15年に1回くらい必要になると思われる」との答弁でした。指定管理者が代わってからの経営状況については、「赤字幅は抑えられている。お土産の在庫が多かったなどあり、地元のものを中心にコンパクトな経営を目指している。1年目は様子を見て2年目の展開に期待したが、コロナに見舞われてしまった」と説明がありました。指定管理が代わる中で地元との協力関係を強めて、体験型施設の有効活用を図ることが求められていたこと、全国的なネットワークを活かすこと、TUGBOATとの協力関係にある企業の協力を求めることなどが課題として指摘されました。県の森林づくり県民税の活用についての質問には、「森林所有者以外からも納税

してもらっていることから、なるべく多くの人に見える形で還元するという一方で、童謡公園の木製手すりや木製看板などに充てている」と答弁がありました。7款、商工費については、企業相談員の活動状況についての質問には、「町内外の企業を訪問し、技術力や将来性について分析し、企業データを構築し、ガイドマップを作成。これによってデータを活用し、企業マッチング、情報発信、受発注や販路拡大につなげている。また事業継承の相談にも応じている。基本的には製造業を対象としている」と答弁がありました。インターンシップ活用促進事業の今後の継続性についての質問には「関係人口の増に寄与している。町内企業で取り組む意向があり、委託していきたい」との答弁でした。ホタル育成基金についての質問には、「目標額はないが、大型の工事等を行う場合の財源にしたい。ほたる祭りの費用にも充てられるようになればありがたい」という答弁でした。8款、土木費については、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金についての質問に対し、「レッドゾーンにある建物の取り壊し、移転に対して国・県・町が補助するもので、辰野町では今回初めて対象となった。国の補助申請が必要なため2年前から手続きが必要となる」との答弁がありました。「老朽化した町営住宅は、防犯上、防火上の課題もあり扱いはどのようにしていくのか」との質問に対して「平成22年の町営住宅長寿命化計画によって今年、町屋敷団地を除却し、平成28年の公共施設等総合管理計画では丸山団地も除却方針となっている。長屋建てで一人だけ残っているケースもあり進めるのが難しい」との答弁でした。用地対策費についての質問には、「北沢東の遺跡発掘調査は報告書作成までが事業で、これから最低3年かかる見込みである」との答弁でした。9款、消防費については、消防団のポンプ操法大会、ラッパ吹奏大会への参加取りやめ、訓練の取りやめについての質問には「寂しいとの話もあるが、家族からは好意的。操法訓練がない分、機関訓練、模擬火災訓練などきちんとやっていることを住民のみなさんにも知っていただくことが課題である」との答弁でした。11款、災害復旧費及び12款、公債費、14款、予備費については特筆すべき質疑はありませんでした。採決の結果、一般会計の歳入全部及び歳出のうち当委員会に付託された部分について、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。議案第2号、令和元年度辰野町上水道事業会計決算の審査について報告します。質疑では、「施設の脆弱性についての質問に対して重要幹線から改良することとし、財政状況を見ながら進めたい。施設はほとんど昭和のものであり、耐震性はほとんどない。湯舟に続き井出の清水の耐震化に着手している」

との答弁でした。また「現金預金が5億円あり、経営的には順調ということか」との質問には、「耐震化に大きな費用がかかるので、4条予算の補填財源を見ながら進めていきたい」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。議案第3号、令和元年度辰野町簡易水道特別会計決算について報告します。令和2年度から簡易水道が公営企業である町上水道に統合されることから、歳入歳出差引残額は上水道事業会計へ引継ぎとなります。統合に向けて令和元年度から料金統一となりましたが、特に問題は起きていないとの説明がありました。山の中にある施設が多いことからクリプトストリジウム対策についての質問がされ、「万が一発生した場合には数日のうちに対応できること、外構などについては地元で負担することで合意している」との答弁がありました。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。議案第4号、令和元年度辰野町公共下水道特別会計決算と、議案第5号、令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算について併せて審議しました。令和2年度から地方公営企業法適用となり、農集排を含めて3会計の歳入歳出差引残額は公共下水道事業会計へ引継ぎとなり、新たな会計での留保財源となります。また、3会計の財政調整基金繰入金については、基金条例を廃止したことからそれぞれの積立分を各会計へ戻すものであるとの説明がありました。3会計で約4億円の引継ぎとなることについては、「4条予算の補填財源となるものであり、大きな設備投資に必要で金額としては少ない」との答弁でした。また起債償還のピークは過ぎたとの説明でした。また、令和元年度の決算は約1億円の黒字となったことの評価として、「大きな設備投資はなかったが、曝気装置1基を急遽更新することになった。同様のことが起きる恐れはある。令和元年は支出を抑え、また2年度もそれに倣ったため、通年で考えた場合過不足が生じる恐れがある。適性規模について検討が必要である」との答弁でした。将来の4条予算支出が膨れることに対して、留保財源が不十分である一方単年度決算は黒字であることから、料金の設定を含め住民の理解を得ながら留保財源をいかに蓄えていくかが課題であるとの指摘がありました。採決の結果、特に異議はなく両議案とも全員一致により認定すべきものと決しました。議案第6号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算の審査について報告します。令和2年度から公共下水道事業会計へ統合するために会計処理については、公共下水道、特環公共下水道と同様です。特筆すべき質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しまし

た。議案第 11 号、令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算の審査について報告します。決算内容について、「加入件数は、年度内加入 14 件、脱退 61 件で、個人加入が 2,616 件、加入率 34%でその他を含む加入件数は 2,878 件。システムリースが終了したため、一般会計からの繰り入れが不要となり、歳入歳出差額のうち 526 万円を基金へ積み立てた。基金残高は 874 万 8,666 円で、将来告知システム終了時に基地局撤去、端末機改修費用として 1,500 万円を見込み、あと 2 年かけて積み立てる予定である。また 300 万円を一般会計へ繰り入れた」との説明がありました。告知システムの今後の見通しについての質問に対して、「告知システム通信サーバから基地局への送信に 2 社のサービスを使っているが、au は 2022 年 3 月、ドコモは 2026 年 3 月にサービスを終了する。そこで新しい基地局にするのか止めるのかの選択になる」との説明でありました。またこの告知システムには文字入力した情報が音声ファイルとして発信するとともに、文字情報としても残るという優位性もあるとの説明でした。これらの町全体の情報伝達の手段をどのように構築していくかについて、委員会の指摘を受けたこともあり検討が始まったが一方重要な事業であるため、今後拙速にならないよう十分な調査・研究が必要であるとの意見がありました。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。総務産業常任委員会に付託にされた令和元年度決算審査に関する 7 議案の審査結果は以上のとおりです。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 2、議案第 1 号、令和元年度辰野町一般会計決算の歳出の内 3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）10. 教育費、議案第 7 号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第 8 号、令和元年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算、議案第 9 号、令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第 10 号、令和元年度町立辰野病院事業会計決算、議案第 12 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計決算、認定の件を議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（瀬戸）

それでは、令和 2 年 9 月定例議会決算審査委員長報告をいたします。今定例会、福

祉教育常任委員会に付託された決算関連議案、議案第1号、7号、8号、9号、10号、12号についての審査状況を報告いたします。

9月10日午前10時55分及び11日午前9時から、福祉教育常任委員会室において委員全員出席し、教育長、担当課職員出席の下、慎重に審査を行いました。また、14日午前9時から、3箇所の現場審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。

民生費については、社会福祉費、社会福祉総務費の「辰野町社会福祉協議会への委託がいくつもあるが、委託料の総額はどのくらいになるのか」との質問に対して「3,600万円ほどになる」との答弁でした。プレミアム商品券事業の「購入対象者に対して購入費が27%と少ないが、その理由は何か」との質問に対して「子ども及び低所得者限定での商品券だったので低所得の方は1枚4,000円でも購入が厳しい方が多くいたと考えられる」との答弁でした。「今後、低所得者・高齢者への支援として商品券事業を行う場合は、商品券購入ではなく支援相当額の商品券の配布等をすべきだ」との意見が出されました。児童福祉費、児童総務福祉事務の「児童送迎バス運行委託料に関して園児利用状況は」との質問に対して「小野保育園1人、中央保育園3人、平出保育園1人、東部保育園2人の利用があったので複数台の車を使っての送迎となった」との答弁でした。子育て支援事務の「新事業、子どもの居場所づくり推進事業の委託団体数は」との質問に対し、「こどもカフェと呼ばれる事業で3団体が登録、開催回数や食事の有無等の実施タイプを選んでもらい契約してもらった。延べ60回、子どもの延べ参加人数は723人だった」との答弁でした。保育園運営費の「福祉サービス第三者評価業務委託の実施業務の実施状況は」との質問に対して、「評価結果総評を受け、保育日誌記入の見直しなど改善してきたが課題は残っている。今後も改善に努めていく」との答弁でした。続いて衛生費については、予防費の「新規事業、緊急風しん抗体検査・予防接種事業について、検査人数及び接種人数は」との質問に対し、「令和元年度から3年間の事業で昭和37年から53年度生まれの男性の方が対象の予防接種。対象者総数2,209人中980人へ案内を出し、312人が抗体検査を受け83人が接種を行った」との答弁でした。清掃費では、「上伊那広域連合負担金が平成30年度と比べて1億円ほど減少しているが、その理由は」との質問に対して、「新ごみ処理場、上伊那クリーンセンターの建設費用支払い分が少なくなった」との答弁でした。また「現在塵芥車は何台稼働しているのか」との質問に対して「平成30年度購入車1台と令和元年度購入車1台の合計2台で行っている。古い塵芥車1台を予備車として

いる」との答弁でした。続いて教育費について、教職員住宅費では「小野町屋敷の教員住宅の解体後の利用は」との質問に対して「現在は参観日などの駐車場としているが、まだ考えていない」との答弁でした。学校管理費では、「東小学校の技師を正規職員とし、南小・川島小学校で司書を各1人ずつ配置した」との説明に対して「南小・川島小学校へ各1人の図書館司書の配置の理由は」との質問に対して「川島小学校は調理員が一人、介助が必要な児童の給食作りなどのサポートで1人配置をした」との答弁でした。学童クラブ費の修繕費については、「辰野西学童クラブが新築完成したが、長期休業に利用する子どものロッカーが不足したため増やした」とのことです。社会教育費については、「分館改修工事補助金の内容は」との質問に対して「上平出コミュニティセンターの屋根補修等と上野山口集会所のトイレ洋式化工事について町単費で補助を行った」との答弁に対し「公民館の設備改修は補助金対象外になっている。エアコンなどの設備改修にも補助を考えてほしい」との意見が出されました。町民会館管理運営費の「ホール空調設備改修工事により、重油から電気へと切り替えたが、太陽光発電の電力を使っているのか、また光熱費の変動は」との質問に対して、「太陽光発電設備は現在屋根にあるが、電力は役場庁舎で使用している。今回は検討していない。光熱費はあまり変わらないが速攻の冷房・暖房ができるようになった」との答弁でした。また全議員への歳入説明の折、「同和地区住宅新築資金貸付助成事業補助金」に関して、当委員会での説明を求めるとのことでしたので報告いたします。「当町では昭和49年度から住宅新築資金貸し付け事業が始まり、昭和54年貸付を中止した。平成元年に本格的な改修事業が始まり、現在の貸付残額は5,092万7,176円で、自己破産や競売により対象物件が整理されている例などがあり、回収が困難な状況だ」とのことです。補助金は改修事業に係る経費との説明でした。採決の結果、一般会計の歳出のうち当委員会に付託された部分について、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。

続いて、議案第7号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計決算について報告します。平成30年から県と市町村が共同保険者として運営を行っている。新たな取り組みとして国保健康ポイント事業を開始し、健康づくりの推進に努めた。また、他市町村では保険料の値上げなどが行われたが、当町では行わず基金取り崩しを想定していたが、取り崩さずにすんだ。保険給付費では、高額医療費が増加したため一般診療費が7,700万円増となり、一人当たりの医療費が県で6番目の高額になった。医療費抑

制のため、特定検診増と病気にならないための健康教室などを今後も推進するとのことです。採決の結果、特に異議はなく全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第8号、令和元年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算について報告します。第一診療所の患者数は239人で28人の減、川島診療所の患者数は155人で41人の減となり、後期高齢者のみの診療収入となった。決算的には国の交付金による国保会計からの繰り入れにより黒字決算となった。「今後の診療所経営についての考えは」との質問に対して、「担当医師から辞める1年前には言ってもらっている。継続の方向を考えている」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。

次に、議案第9号、令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算について報告します。75歳以上の高齢者及び65歳以上の障がい認定者の保険料徴収を市町村で行い、負担金として長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、保険料と一般会計繰入金で賄っており、収納率は現年度分99.8%、過年度分66.3%、全体で99.7%。短期保険証発行はいたが、資格証明書発行はなかった。国保税滞納者が後期高齢者になり滞納してしまうケースが多い。被保険者数は4,045人で69人の増となり、今後ますます被保険者数は増えていくとのことです。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。

次に、第10号、令和元年度町立辰野病院事業会計決算について報告します。県からの内科医師派遣を受けることができ、週1回の泌尿器科診療も行えるようになった。年度途中で外科医師の退職があったが、近隣病院の協力により医師の派遣を受け診療は継続できた。さらに病院の経営改革を行ってきた。院長補佐兼経営企画幹を迎え入れ、経営改善を担ってもらい職員の4つのプロジェクト活動とかかわりながら、新たなルールなどの変更を行ってきました。診療収入のうち、医業収益では入院・外来収益ともに増収となり、病床利用率も好調に推移し前年度比1,721万3,000円の増収となり外来収益でも患者数の伸びもあり、前年度比2,692万8,000円の増収となったとのことです。費用については職員の給与費は増額となった。材料費・減価償却費ともに減少し、医療費及び医業外費用を含めて相対では、0.7%増となったが収支差引では1,675万2,000円の黒字決算となりました。一般会計繰入金は4億6,700万円で、前年度比マイナス1,000万円の減額となりました。特に収入では、診療報酬が多い地域包括ケア病床を増やし、また訪問診療を派遣の医師により行い増収につなげた。経

費削減では以前から課題であった診療材料の見直しや倉庫の整理により1,000万円の削減ができたとのことです。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。

最後に、議案第12号、令和元年度辰野町介護保険特別会計決算について報告いたします。介護保険サービスは、訪問介護など在宅サービス及び介護老人福祉施設などに入所して受ける施設サービスを合わせて25,580件の利用があった。介護予防・日常生活支援総合事業を中心に地域支援事業を継続実施してきた。認知症初期集中支援チーム委託では、伊那神経科病院の医師・看護師や作業療法士などがチームになり、相談者を医療機関につなげているとのことです。質疑では、「2年単位で不能欠損処分を行うことだが金額は」との質問に対して「195万2,870円処理を行い、未納金額は275万4,969円となった」との答弁でした。「保険料滞納による、介護サービス利用時の滞納措置対象者は」との質問に対し「対象者はいなかった」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。

以上、議案について慎重に審査し、また3箇所の現場審査の結果、全議案を委員全員一致で認定すべきものと決しました。なお、今回の委員会審査において、要望事項が出されましたので、町長要望として提出いたします。

たつの未来館運營業務について、たつの未来館は町民の健康増進の一躍を担う重要な施設であります。オープンから現在までの実績を検証し、今後の運営方法が検討されていると考えますが、特別なスキルや経験を備え専門性に優れた人材が管理運営に携わることが重要だと考えます。健全な運営、業務内容などのチェック機能を持つ、第三者による管理運営委員会や利用者会議の設置を図り、施設管理の条例や規則等をより町民に開かれたものに充実させ実施されることを要望します。

以上、要望事項1件であります。以上で、委員長報告を終わります。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただいま委員長報告の中に委員会審査における要望事項等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町 長

ただ今、福祉教育常任委員会から要望事項をいただきましたので、お答えを申し上げます。2回にわたり開催した、たつの未来館の検討会議においても利用者を含めた検討会が必要ではないか、荒神山スポーツ公園内の各施設の連動が必要であり、公園全体の運営を検討する組織が必要ではないか等の意見もいただき、当日進行役であった山田副町長より公園に対する何らかの組織を設けたいとお伝えをしているところでもあります。町としても運営協議会等の条例もしくは規則に位置づけられた第三者が参加する、何らかの組織を設置する方向で検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長

次に、委員長報告の行われました、日程第1、議案1号から日程第2、議案第12号までについて一括して討論をおこないます。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結します。これより採決いたします。初めに、議案第1号、令和元年度辰野町一般会計決算についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第2号、令和元年度辰野町上水道事業会計決算、議案第3号、令和元年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第4号、令和元年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第5号、令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第6号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第7号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第8号、令和元年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算、議案第9号、令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第10号、令和元年度町立辰野病院事業会計決算、議案第11号、令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算、議案第12号、令和元年度辰野町介護保険特別会計決算、以上11議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 2 号から議案第 12 号までの 11 議案につきましては、委員長報告のとおり認定されました。次に日程第 3、議案第 15 号、辰野町基本構想審議会条例の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日、総務産業常任委員会に付託された審査案件は次の 1 件です。議案第 15 号、辰野町基本構想審議会条例の一部を改正する等の条例について。提案理由は、辰野町第 6 次総合計画の策定に際し、審議会の設置目的として策定に加え、以後の進行管理、施策の効果検証、行財政改革の推進などを一元的に審議することとするために条例の一部を改正したいとするものです。変更点は設置目的の改正とともに委員の定数を 3 名増員し、また辰野町行財政改革推進委員会設置条例を廃止するものです。主な質疑として 3 名増員する目的についての質問に対し、「向こう 10 年を見越した計画にしていくために、広く意見を求めたい。子育て世代や男女のアンバランスの解消、外部の知識経験者の登用などを考えている」との答弁がありました。また個別計画の策定・変更について、審議会では全体的な整合性や SDGs との連携について審議すべきではないか等の意見が出されました。

以上、採決の結果、総務産業常任委員会に付託された条例審査 1 件は委員全員一致で可決すべきものと決しました。

○議 長

委員長報告に対する質疑・討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑・討論を終結いたします。これより、議案第 15 号、辰野町基本構想審議会条例の一部を改正する等の条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第 4、議案第 14 号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の制定についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（瀬戸）

それでは福祉教育常任委員会における審査結果を報告いたします。

議案第 14 号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の制定について、提案理由は、現在再生可能エネルギー発電の設置及び維持管理については、ガイドラインに基づいて運用しているが、問題が生じる場合が想定されることから、災害防止・良好の景観と生活環境保全を図り、町民の安全で安心な生活を確保することを目的として、一定の規制を設けるため条例を制定したいとのことです。説明では、再生可能エネルギー発電施設を、太陽光・小水力・風力・バイオマス等の再生可能エネルギーを電気に変換する設備及びその付属設備と定め、発電出力の合計が 30 キロワット以上の発電施設を設置し、維持管理及び運用を行うものを「特定発電事業」と定めて、土地の所有者・施設建設事業者、売電事業者など異なる場合があるので、再生可能エネルギー発電施設を目的とする土地の造成を行うもの及び特定発電事業を行うものについて、乱開発防止のために規制をかけるものとのことです。事業者の責務、禁止される区域、事前協議、住民及び行政区への説明責任など明記した特定発電事業の説明等、全 26 条にわたる条例を制定し、条例施行日以降に事業区域で造成工事又は基礎工事を着手する、再生可能エネルギー発電施設について適用するものだとの説明を受けました。質疑では「ガイドラインでは 10 キロワット以上となっているが、条例では 30 キロワット以上となっている、その理由は」との質問に対し「家庭での太陽光発電の性能が良くなり、30 キロワットが主流になってきている。また、10 キロワット以上にした場合、地域住民への説明が頻繁に行われることが予想され、住民負担が増えると考えた」との答弁でした。「禁止されている区域にハザードマップ浸水想定地域や水害などの危険地域が入っていない。水害にあった場合の責任は誰が取るのか」との質問に対して「水害もだが、想定外で出てくるものもある、規則の中に追加していきたい」との答弁でした。また「廃止後の撤去費用を外部積立すべきではないか」との質問に対して「現在国で売電費用の中から強制的に積み立てる制度をつくる予定だと聞いているので、今回は明記しない」との答弁でした。「悪

質な業者もいると聞いている、罰則がないが罰則は明記できないのか」との質問に対して「他の自治体で罰則を入れているところはないが、状況を見て改正も考えている」との答弁でした。以上、福祉教育常任委員会へ付託された条例審査1件は、採決の結果、全員一致にて可決すべきものと決しました。

○議 長

委員長報告に対する質疑・討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑・討論を終結いたします。これより議案第14号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の制定ついてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第5、議案第16号、令和2年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第16号、令和2年度、辰野町一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は15時5分、3時5分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 14時 52分

再開時間 15時 5分

○議 長

休憩前に引き続き、再開します。日程第6、請願・陳情等についての委員長報告を

議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第 11 号、種苗法「改正」の中止を求める陳情、陳情第 13 号、種苗法「改正案」の廃案を求める陳情書、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（依頼）、以上 3 件について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第 11 号、第 13 号ほか 1 件の計 3 件の審査結果を報告いたします。9 月 11 日午後 3 時 45 分から総務産業常任委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。

陳情第 11 号、種苗法「改正」の中止を求める陳情、提出者は、上伊那農政対策委員会委員長、御子柴茂樹氏、上伊那農業共同組合代表理事組合長、御子柴茂樹氏、及び陳情第 13 号種苗法「改定案」の廃案を求める陳情書、提出者は上伊那農民組合代表者、竹上一彦氏。二つの陳情は、表題は異なるものの趣旨はほぼ同じであることから、併せて審議することになりました。また、上伊那農業協同組合から説明をしたいとの申し出があったためこれを許可しました。同組合本所営農経済部営農企画課長、田中晋一氏、及び辰野支所長、唐澤律夫氏から説明を受け審議を行いました。趣旨は、政府が先の国会に提出し継続審議となった種苗法改正案は、種苗の育成者権を守り、海外での無断増殖を防ぐことを目的としているとされています。そして在来品種については育成者権の対象外としており、農家・生産者の権利を制限するものではないともされています。しかし海外での無断増殖を防ぐには、海外での品種登録以外に有効な手段はないと政府自らが言ってきたことであり、また農家・生産者に認められてきた自家増殖を許諾製にすることにより、農家の自家増殖の権利が制限され農家の経営に大きな影響を及ぼす懸念があります。以上のことから種苗法改正の中止を求めるよう意見書の提出を求めるものであります。審査における意見は、1. 「育成者の権利を守ることは必要であるが、今回の改正では問題点が残る。大臣は一刻の猶予もないと言っているが、もっと議論し、できるだけよい制度にすべきある。」2. 「広く議論をしていく必要がある。地方の基幹産業として守っていくことが大事である。」3. 「資金力があるものが権利を買い占める恐れがある。」4. 「海外の資本が登録できない仕

組みが必要である。海外では保守主義に走っている。」等の意見が出され、採決した結果、2件とも全員一致で採択すべきものと決しました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（依頼）、提出者は、長野県町村議長会会長、下平豊久氏。趣旨は新型コロナウイルス感染症の拡大によって、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。地域の事情に応じた行政サービスの安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが必要であるとして、国への意見書の提出を求めるものです。審査において、今後の地方財政への危惧が出され趣旨に賛同する意見が出されました。採決の結果、全員一致で採択すべきと決しました。

以上、陳情に対する委員会の審査の結果を報告しました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、初めに陳情第11号、種苗法「改正」の中止を求める陳情について、質疑を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

討論を終結いたします。これより、陳情第11号、種苗法「改正」の中止を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第11号は、委員長報告のとおり採択と決しました。次に、陳情第13号、種苗法「改定案」の廃案を求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、陳情第 13 号、種苗法「改定案」の廃案を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第 13 号は、委員長報告のとおり採択と決しました。次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について(依頼)、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について(依頼)を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり採択と決しました。次に、福祉教育常任委員会へ付託となりました陳情第 12 号、上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情書、陳情第 14 号、国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書、以上 2 件について福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（瀬戸）

それでは、報告いたします。本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました陳情2件について、9月14日午後1時から、福祉教育常任委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

陳情第12号については、高校再編を考える上伊那の会代表の宮下与兵衛氏から陳情理由の説明をしたい旨の申し出があったため、これを許可し説明を受けました。以下その概要を報告いたします。陳情第12号、上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情書、提出者高校再編を考える上伊那の会、代表者宮下与兵衛氏、陳情の趣旨は今年3月24日に長野県教育委員会が発表した県立高校再編・整備計画1次案の上伊那に関係する部分では、1. 伊那北高校と弥生高校の統廃合 2. 総合学科高校と総合技術高校の設置が明記されましたが、再編統合の対象校名は来年3月の再編整備計画まで明らかにされない模様で、この間、上伊那選出県会議員の一般質問や同窓会長など地域の声では対象校名や教科内容が明らかにされないため議論が進まない等の意見や、対象校の具体名を挙げて議論をすべき等の声が出されている。上伊那の高校の将来像を住民が具体的に議論できるよう 1. 高校再編対象名を速やかに公表すること 2. 総合学科高校の系列案と総合技術高校の学科案も公表とすること 3. 公表とともに説明会を開き、住民の間で十分な議論の機会を設けることを長野県教育委員会に対して意見書の提出を求めるものです。審査の中で「辰野高校の商業科は対象なのか」との質問に対し「辰野高校は今回は再編対象校ではないとされているが、商業科についてはわからない。商業科が統合されれば普通科2クラスだけになり、募集定員割れになれば県教育委員会の計画では廃校対象校となる」との答弁でした。「総合学科高校はどこに作るのか」との質問に対し「校長会案では、赤穂高校に駒ヶ根工業高校の情報科を合わせるという案が出されているがわからない。県教育委員会では、諏訪・上下伊那地域に総合学科高校を1校作るとしている」との答弁でした。「偏差値重視で大学予備校化している進学校のあり方も、今回を機に考えてほしい。住民が議論する場は必要と考えるので賛成」「高校に行くのは子どもたち、子どもたちが行きたくなる学校を作るべきだ。速やかに校名を公表し、子どもを含めた住民間での議論を各市町村で行うべきと考えるので賛成」等の意見が出されました。審査の結果、全員一致にて採択と決し、意見書を提出することを決定いたしました。次に陳情第14号、国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」

の提出を求める陳情書、提出者は上伊那社会保障推進協議会、代表者小林伸陽氏、陳情の趣旨は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、医療機関では入院・外来ともに患者の著しい減少が見られ、介護事業所でも利用を控える人が増え、感染を引き起こさないための経費も増大し、3月以降大幅減収となり収益率の悪化が続いている。地域医療や介護を支えているのは、すべての病院・診療所・歯科・介護事業所・保険薬局などです。事業収入が平時の状況に戻ったとしても、自助努力では減収分を挽回するだけの収益を確保することは不可能で、先般実施された医療機関に対する緊急融資は資金繰りにおける一時しのぎであり、医療機関に新たな借金による負担を負わせ経営破綻を先延ばしにしたに過ぎません。経営破綻による医療・介護崩壊が迫っている。次なる感染拡大の波を乗り越えることができない状況であるので、国の責任による迅速かつ大規模な財政支援が直ちに必要です。よって、国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求めるものです。審査の中で、「収入の減少は新聞などでも報道されている。緊急に支援をすべきと考えるので賛成」、「医療崩壊してからでは遅い。減収に対する支援を大幅にする必要があると考えるので賛成」、「常任委員会で行った事業者アンケートでも減収についての支援の要望があった。早急に支援を行ってほしい」、「医療・介護事業者には早急に支援を行うべきと考えるので賛成。福祉事業所等に支援の幅を広げるべきだ」等の意見が出されました。

審査の結果、全員一致にて採択と決し、意見書を提出するように決定いたしました。委員会における陳情審査2件の審査結果は以上のとおりです。全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上委員長報告といたします。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、はじめに陳情第12号、上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより、陳情第12号、上伊那の高校再編対象校名の速

やかな公表を求める陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第 12 号は、委員長報告のとおり採択と決しました。次に陳情第 14 号、国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、陳情第 14 号、国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第 14 号は、委員長報告のとおり採択と決しました。

日程第 7、追加提出議案の審議について、議案第 26 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○生涯学習課長

議案第 26 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。新型コロナウイルス感染防止対策のため、辰野町民会館では各会場の使用人数に制限をかけており、結果として特定の会場、大会議室に集中してしまっています。会場、大会議室の使用を分散させるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で使用が減っているホール、ホワイエの使用料に特例を設けて、町民会館の利用促進と利用者の利便性を図るため使用料条例の一部を改正するものでございます。辰野町使用料条例の一部を改正する条例、辰野町使用料条例、平成 12 年辰野町条例

第 39 号の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。新型コロナウイルス感染症対策としての町民会館の使用料の特例で、3 項、新型インフルエンザ等対策特別措置法、平成 24 年法律第 31 号附則第 1 条の 2、第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染防止の対策により、辰野町民会館の使用に人数制限がかけられている状況に鑑み、辰野町民会館を令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に使用する場合に限り、その使用に関わる主催者が町民、町民の区域内に住所を有する者という、又は町の区域内に勤務もしくは通学する者であるときは別表中の 11. 辰野町民会館の使用料で午前、午後、夜間とありまして、ホールの平日で 20,000 円、26,000 円、29,000 円を 10,000 円、13,000 円、14,000 円に、同じく土曜日曜及び休日で 24,000 円、32,000 円、35,000 円を 12,000 円、16,000 円、17,000 円に、ホールを準備又は練習のみに使用する場合の平日で 7,000 円、9,000 円、10,000 円を 1,400 円、1,800 円、2,000 円に、同じく土、日曜日及び休日で 8,000 円、10,000 円、11,000 円を 1,400 円、1,800 円、2,000 円に、ホワイエの 2,000 円、2,700 円、3,000 円を 1,400 円、1,800 円、2,000 円とするものであります。附則として、この条例は令和 2 年 10 月 1 日から施行し、改正後辰野町使用料条例附則第 3 項の規定はこの条例の施行前に辰野町町民会館の使用の許可を受けた者についても適用する。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより、議案第 26 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。議案第 27 号、令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和2年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における、特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児を対象とした新生児特別定額給付金を追加するものであります。補正総額は1,010万円の追加で予算総額は116億5,274万3,000円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては繰入金が増額であります。歳出につきましては総務費で国の特別定額給付金の基準日以降、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた新生児を対象に、一人につき10万円を支給する新生児特別定額給付金及びその事務にかかる経費の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結いたします。これより、議案第27号、令和2年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。議案第28号、財産の取得についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第28号、財産の取得について提案理由を申し上げます。当財産の取得につきましては、令和2年9月11日指名競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので財産を取得するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。取得する財産は町内小中学校用タブレット端末一式、取得の方法は指名競争入札による契約、取得金額は7,526万7,280円、契約の相手方は長野県松本市大字和田4010番10、キッセ

イコムテック株式会社でございます。なお指名競争入札は指名業者6社のうち応札者は3社でありました。以上提案理由を申し上げました。内容につきましてはこども課長から説明申し上げますので、ご審議の原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○こども課長

それでは取得する財産の内容を申し上げます。町内小学1、2年生対象のiPad、293台、内訳は新規を226台、更新を67台、それから小学3年生から中学3年生を対象とするWindowsタブレット655台を購入するものであります。それぞれキーボードとタッチペンを付属し、5年間の保守それからタブレット端末の設定作業も含んでおります。また管理用パソコン1台、サーバー接続用ライセンス、持ち帰り対応のフィルタリングも合わせて購入をすることになります。納入期限は令和3年3月31日です。財産の取得内容は以上のとおりです。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより、議案第28号、財産の取得についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第8、議員提出議案の審議について、はじめに、発議第1号、種苗法「改正」の中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第1号朗読)

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第1号、種苗法「改正」の中止を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 11名)

○議長

起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議第2号、上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第2号朗読)

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第2号、上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 11名)

○議長

起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。次に、発議第3号、すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第3号朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第3号、すべての医療機関・介護事業所へ

の緊急財政支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 11名)

○議長

起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。次に、発議第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第4号朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 11名)

○議長

起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。日程第9、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決

しました。日程第 10、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布しましたとおり議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

8 月 31 日に開会いたしました第 6 回辰野町議会定例会にご提案申し上げました追加議案を含め 28 議案全てを、議案どおり承認可決いただき、感謝申し上げます。令和元年度会計決算についてもご審議いただき、本日認定いただいたところであります。一般質問では防災、道路網、公園整備、指定管理者制度、子育て・教育関連など幅広い分野で質問をいただきました。新型コロナウイルス感染症に関する質問も複数いただきましたが、感染症による死者はすでに世界で 90 万人を超え深刻な状況が続いております。改めて犠牲になった皆様のご冥福と、今まさに病に立ち向かっている皆様の早期回復をお祈りします。政府は来年前半までに国民全員分のワクチンを確保し、希望者が無料で接種できるよう検討中とのことですので、期待を持ってその動向に注目し市町村として必要な体制を整えていきたいと考えております。今後、秋から冬へと季節が移り変わるなかで、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるところであります。町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式の実践による感染予防の徹底と、日頃の体調管理に例年以上に心がけていただきたいと思います。一方でいつどこで誰が感染してもおかしくない状況でありますので、体調が優れないときは早めに休養いただき、不安があれば迷わず医療機関や保健所の相談窓口で電話相談いただき、その指示に沿って適切な対応をとっていただくようお願いいたします。さて令和 2 年度も、もうすぐ折り返しを迎えます。各事業について議員各位引き続き議員各位、町民の皆様のご支援をお願いし閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして、8 月 31 日に開会いたしました令

和2年第6回辰野町議会定例会を閉会といたします。18日間にわたる長丁場、残暑とはいえ大変な暑い環境の中ご苦労さまでした。以上をもって閉会といたします。

10. 閉会の時期

9月18日 午後 3時 52分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 1 番

署名議員 2 番